

第 4539 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 8月 2日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 扶養控除等申告書の保存

Q：扶養控除等申告書の保存について、改正がされたとか。どのようになったのですか？

A：7年間保存しなければならないことが法令化されました。

【解説】

扶養控除等申告書は、源泉徴収事務や年末調整をするのに必要になる書類です。

これまで、源泉徴収義務者である会社などでは、扶養控除等申告書を保存されてきたことかと思いますが、平成24年度の税制改正では、扶養控除等申告書等一定の申告書の保存義務が法令化されましたので、今後はきちんと保存しておかなければなりません。

保存が必要になる申告書等は、平成25年1月1日以後に給与所得者等から提出を受けた次の書類で、申告期限の属する年の翌年1月10日の翌日から7年間保存しなければなりません。

また、これらの書類は、税務署長から提出を求められた場合には、提出しなければなりませんので、注意しておきましょう。

- ① 給与所得者の扶養控除等申告書
- ② 従たる給与についての扶養控除等申告書
- ③ 給与所得者の配偶者特別控除申告書
- ④ 給与所得者の保険料控除申告書
- ⑤ 退職所得の受給に関する申告書
- ⑥ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書
- ⑦ 給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書

